

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部改正について

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例
(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100
分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」
を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改
める。

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、
「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中
「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を
「100分の107.5」に改める。

(藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年藤沢市条例
第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分

の170」を「100分の165」に改める。

第4条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じて、本市の一般職の職員の期末手当の支給割合を改定する必要がある。